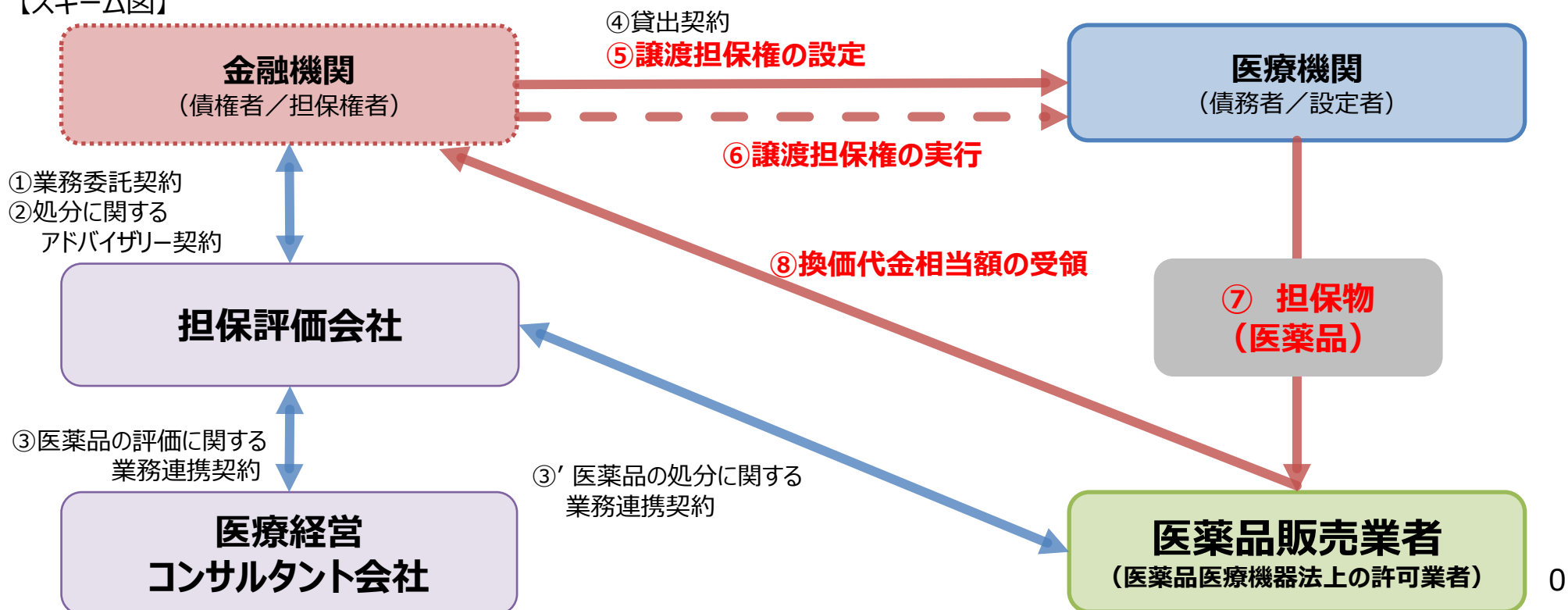


医薬品 A B L の明確化（グレーゾーン解消制度）

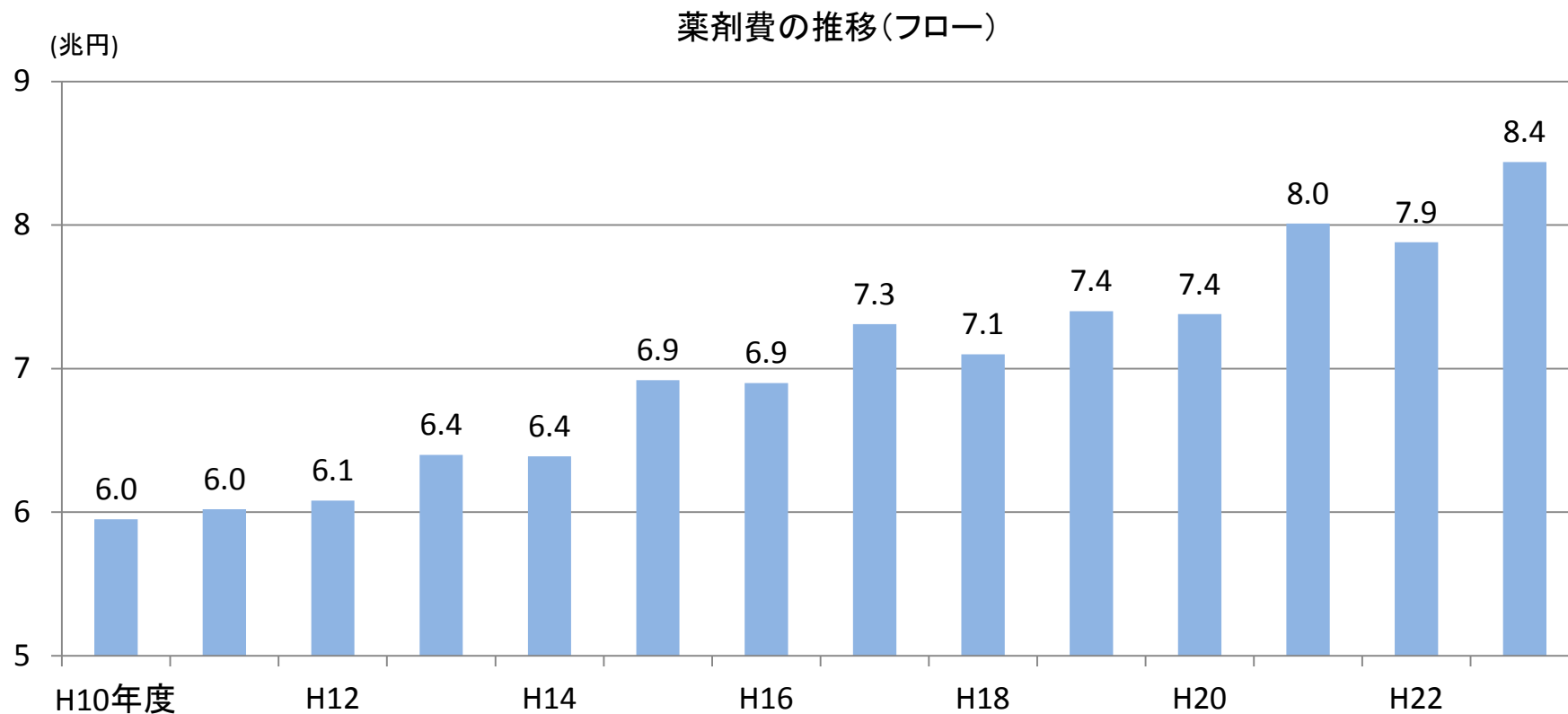
- 医療機関の**医薬品**については、**譲渡担保の設定・実行**の際の**医薬品医療機器法**（旧薬事法）の適用の有無が明らかでなく、担保に適さないのではないかとの指摘あり。
- 今回、グレーゾーン解消制度の利用により、下記スキームでの**譲渡担保権の設定**（⑤）及びその**実行**（⑥⑦⑧）が、医薬品医療機器法第24条に定める**業としての販売・授与に該当しない**ことが明らかになった【平成27年6月25日経済産業省プレスリリース】。
- これにより、医療機関に対する**医薬品 A B L の規制上の課題が解消**され、医療機関へのモニタリングなどを視野に入れた積極的な活用が望まれる。

【スキーム図】



【参考】 医薬品の市場について

- 医薬品に関わる費用（**薬剤費**）は、市場規模が約**8.4兆円**と巨大な市場となっている（含む院内処方）。また、高齢化の進展に伴い増加傾向にあり、重要な市場であると言える。
- 在庫金額（ストック）は不明ながら、**フローの金額の大きさ**、**担保評価の容易性**から、**在庫医薬品にA B L**を提供できる意義は大きいと考えられる。

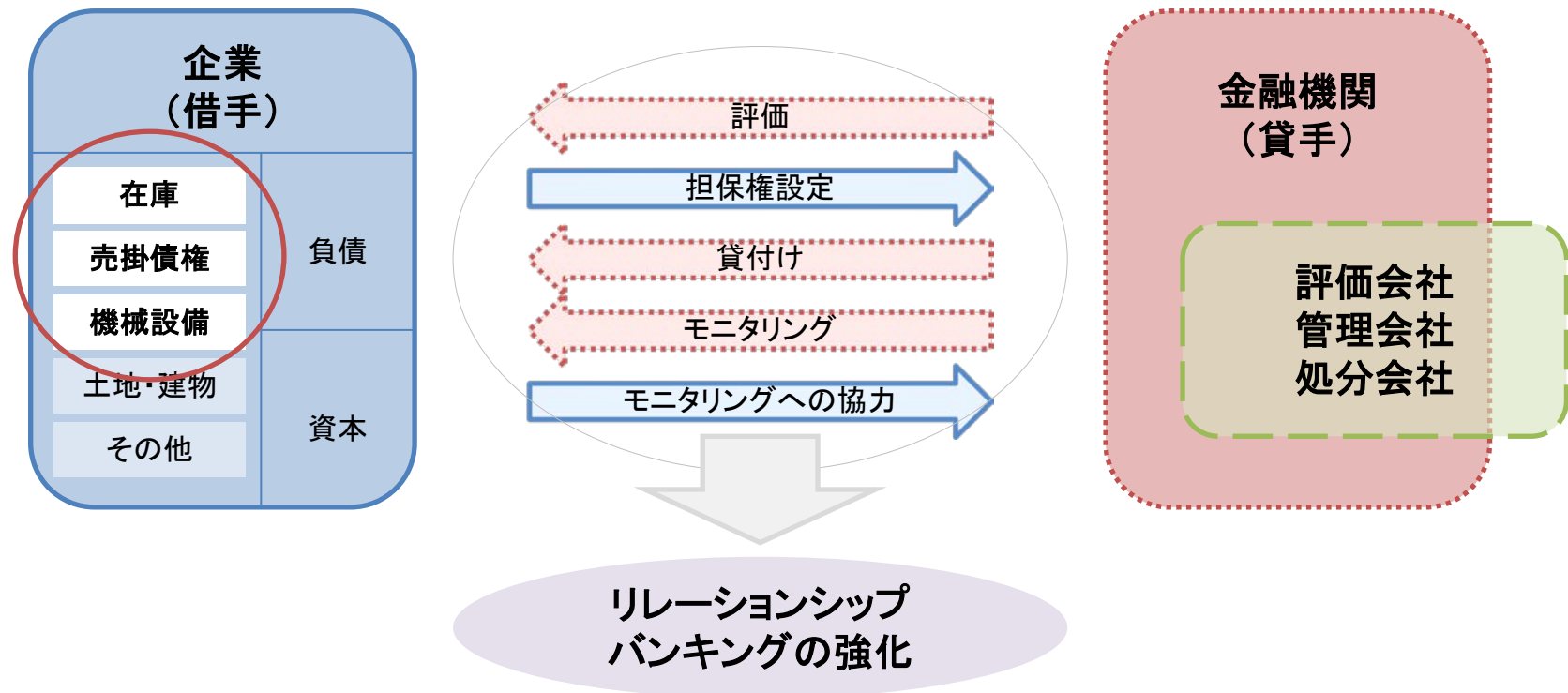


出所) 厚生労働省 中央社会保険医療協議会薬科専門部会 資料

(注) 薬剤費は、国民医療費に医療保険における薬剤比率をかけた推計値。

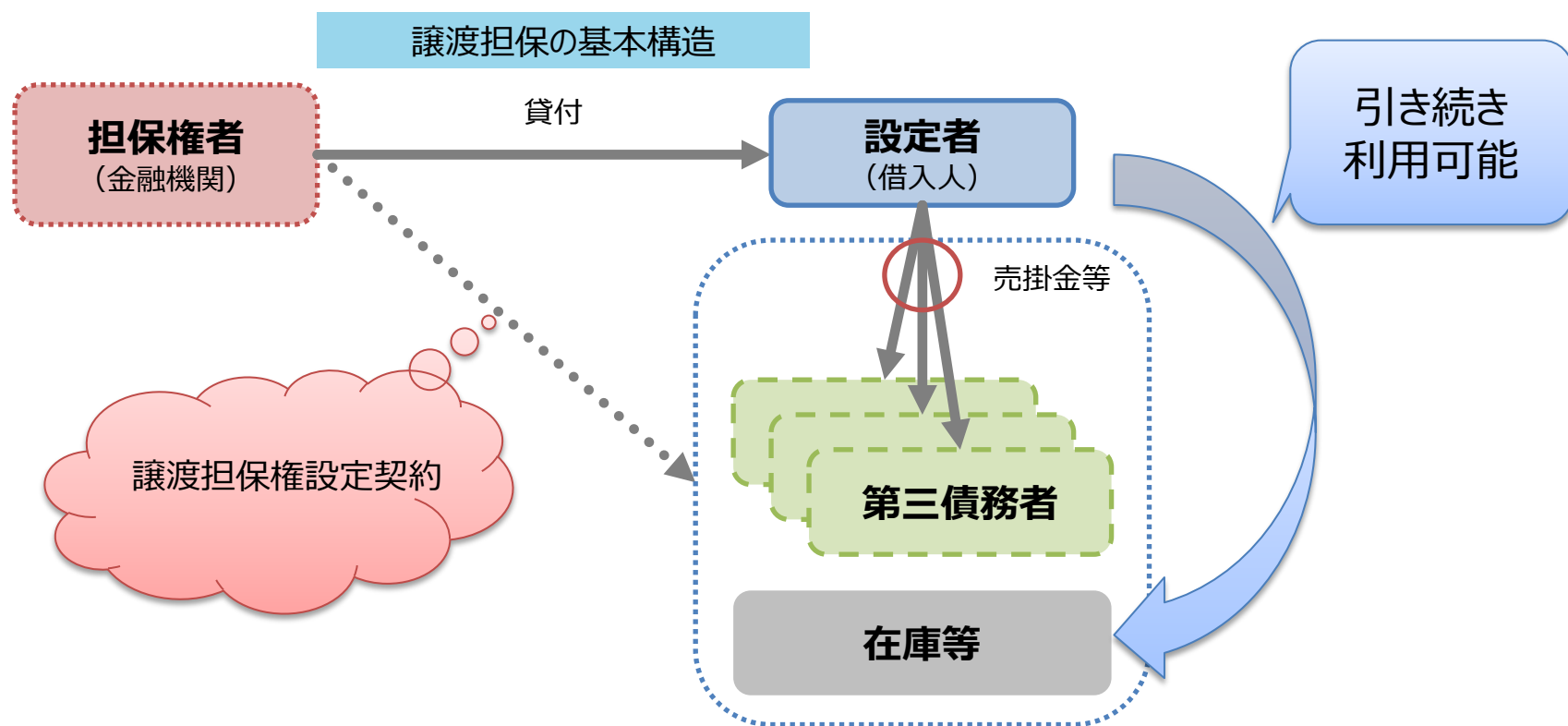
【参考】A B L（Asset Based Lending）とは？

- 企業が有する在庫、売掛債権、機械設備等の事業収益資産を担保とする金融手法
 - 不動産担保や個人保証への過度な依存から脱却（資金調達・融資手法の多様化）
 - 事業の継続的なモニタリングを通じて、リレーションシップバンキングを強化



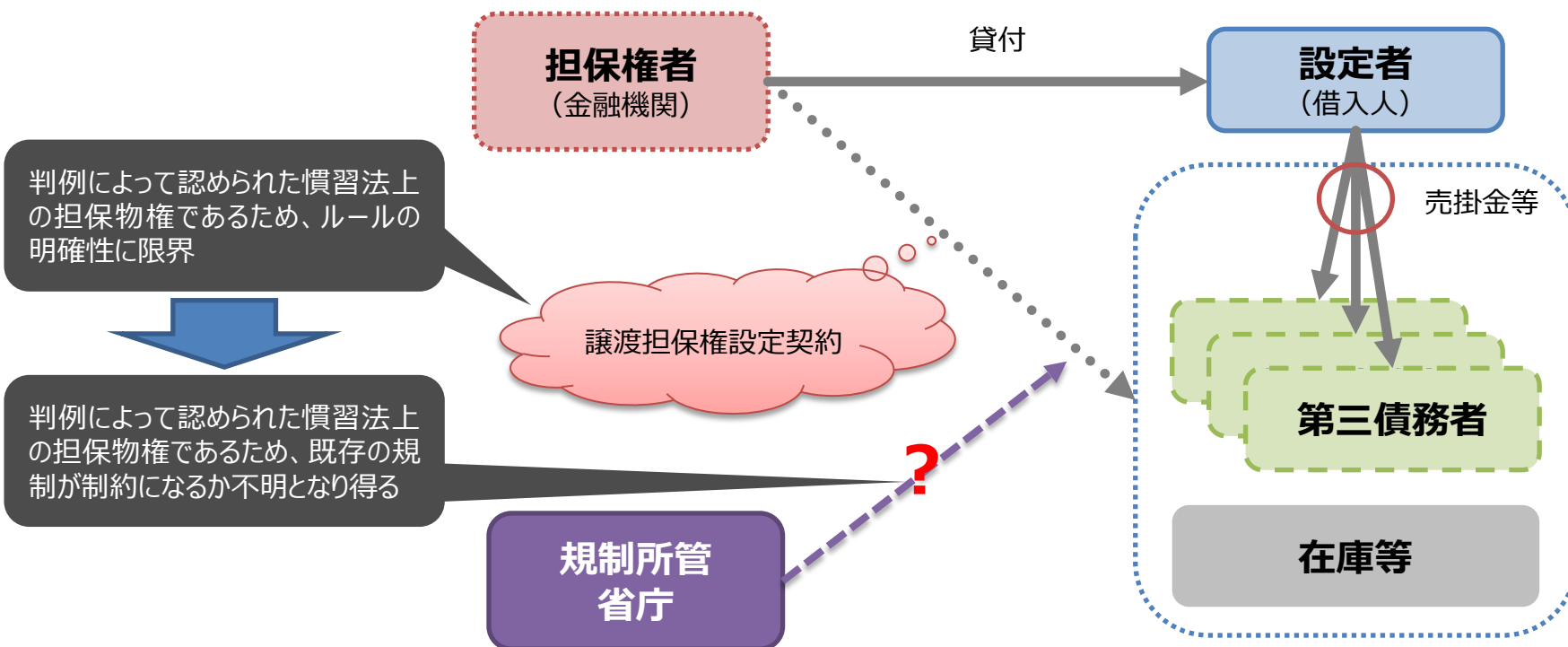
【参考】 譲渡担保とは

- 譲渡担保は、債権担保の目的で、債権者に対して財産上の権利を譲渡するもの
- 譲渡担保は、非典型担保（民法に明文なし）の一類型。典型担保（民法上明文のある担保）では、債権者に目的物を引き渡さずに担保化する方法がないため、これを実現する手段として誕生。
- 最高裁判例、租税法、法律学上承認されている権利。



【参考】譲渡担保と規制

- 非典型担保である**譲渡担保**は、判例によって認められた**慣習法上の担保物権**。
- そのため、以下のような課題が必然的に生じる。
 - ルールの明確さの上での限界（実行段階で他の権利との衝突等により債権保全に問題が生じる可能性）
 - 案件組成段階で、**他の規制**がABL実行上の制約となりうるか不明確
- ABLの実行件数は一定程度に拡大。新たな課題が生じつつあるのではないか。



【参考】 経営者保証ガイドラインとABL

- **ABLは、「経営者保証に関するガイドライン」において「経営者保証の機能を代替する融資手法」として位置づけられている。**

4. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進

経営者保証に依存しない融資の一層の促進のため、主たる債務者、保証人及び対象債権者は、それぞれ、次の対応に努めるものとする。

【中略】

(2) 対象債権者における対応

対象債権者は、停止条件又は解除付保証契約、**ABL**、金利の一定の上乗せ等の**経営者保証の機能を代替する融資手法**のメニューの充実を図ることとする。

(出所) 経営者保証に関するガイドライン研究会「経営者保証に関するガイドライン」(平成25年12月5日制定) 5頁

Q.4-9 4 (2) の「ABL」とは、どのような融資手法なのでしょう。

A. ABL (Asset Based Lending) とは、企業が保有する在庫や売掛金等を担保とする融資手法をいいます。債務者にとっては、これまで担保としてあまり活用されてこなかった在庫や売掛金等を活用することにより、資金調達枠が拡大し、円滑な資金調達に資することが期待されます。一方で、債権者にとっては、企業の在庫や売掛金等を継続的にモニタリングすることを通じて、企業の経営実態をより深く把握することが可能となり、信用リスク管理の強化が期待されます。

(出所) 「経営者保証に関するガイドライン」Q & A (平成25年12月5日制定 平成27年7月31日改定) 7頁

【参考】 日本再興戦略-JAPAN is BACK-[2013年6月14日]

- **ABLは、個人保証の見直しに関する「代替的な融資手法」として位置づけられ、「経営者保証に関するガイドライン」と併せて充実・利用促進が求められている。**

(iii) 一度の失敗で全てを失い、経験やノウハウが活かされない可能性のある**個人保証の現状を改める**。法人の事業資産と経営者個人の資産が明確に分離されている場合等一定の条件を満たす場合には、経営者の保証を求めないこと等の**ガイドラインを策定**する。【本年内できるだけ早期に策定】【p.12】

○個人保証制度の見直し

- 経営者本人による保証について、法人の事業資産と経営者個人の資産が明確に分離されている場合等、一定の条件を満たす場合には、保証を求めないことや、履行時において一定の資産が残るなど早期事業再生着手のインセンティブを与えること等のガイドラインを、本年のできるだけ早期に策定する。
- 停止条件付保証契約、**ABL（動産・売掛金担保融資）等の代替的な融資手法の充実と利用促進**を図る。また、個人保証を免除又は猶予する融資制度の拡充・推進、民間金融機関との連携強化など政府系金融機関等による対応の強化を図る。【p.27】

省庁等	施策	実施状況
日本商工会議所・全国銀行協会	経営者保証に関するガイドライン	2013年12月5日公表
経済産業省	A B L の実務的な対応像の参考例	2014年2月公表

【参考】「『日本再興戦略』改訂2015 – 未来への投資・生産性革命 –」

- 「**経営者保証に関するガイドライン**」の活用促進は、引き続き、**新陳代謝を後押しする**施策として位置づけられている。

⑥ 中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」確立に向けた金融機能の強化

【中略】

- ・ 中小企業・小規模事業者の**新陳代謝**を促し**円滑な退出や再チャレンジ**を後押しするため、中小企業再生支援協議会による**抜本再生支援の促進**や、**活用実績の公表等**を通じた「**経営者保証に関するガイドライン**」の**各金融機関における活用促進**、いわゆる**準則型私的整理**手続における**迅速な債務整理の促進**に向けた地方公共団体における**関連条例の制定要請**や**政府関係機関**における**関連規定の整備等**の必要な措置を講ずる【p.140】。



省庁等	施策	実施状況
金融庁	参考事例集・活用実績の公表	2015年7月31日公表
中小企業庁	政府系金融機関における活用実績の公表	2015年8月25日公表